

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現 状

当会を取り巻く地域の災害発生状況及び想定される災害発生情報は、中央市が策定した中央市地域防災計画（令和4年3月改訂版）やハザードマップを基に現状分析を行う。

(1) 地域の災害リスク

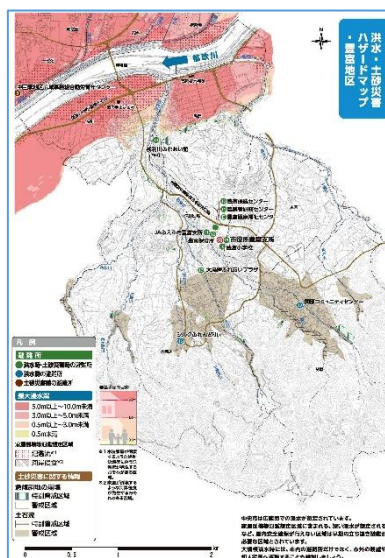
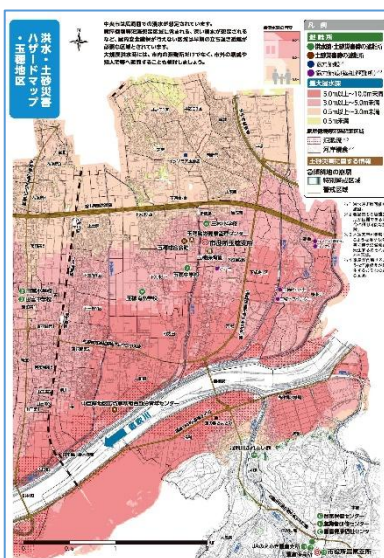
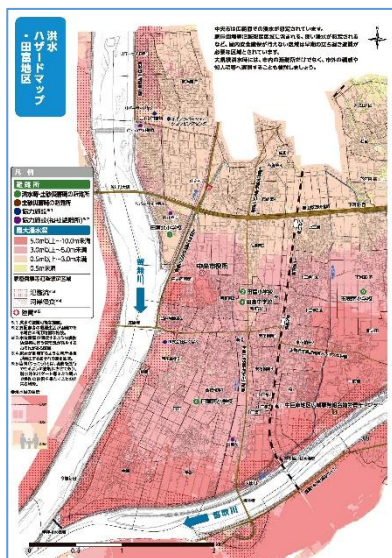
(洪水、はん濫、浸水：ハザードマップ)

中央市ハザードマップによると、当会が立地する地域内に於いて、家屋倒壊等氾濫想定区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域などに指定されているエリアがあり、洪水によるはん濫、浸水、土石流・がけ崩れ・地すべりが懸念されている。

(田富地区)

(玉穂地区)

(豊富地区)



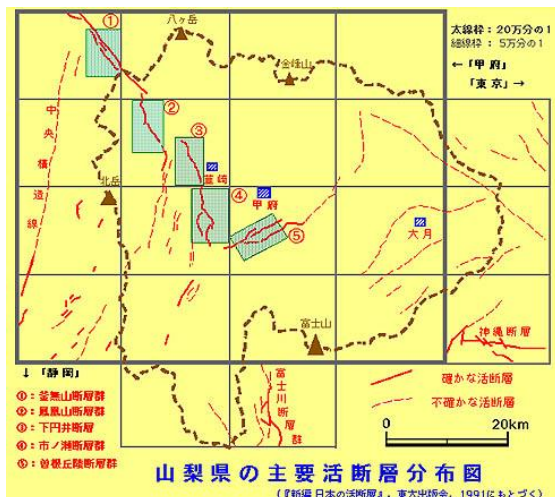
出所 中央市洪水ハザードマップ（令和2年3月）

(地震：J-SHIS、ハザードマップ、山梨県東海地震による液状化危険度マップ)

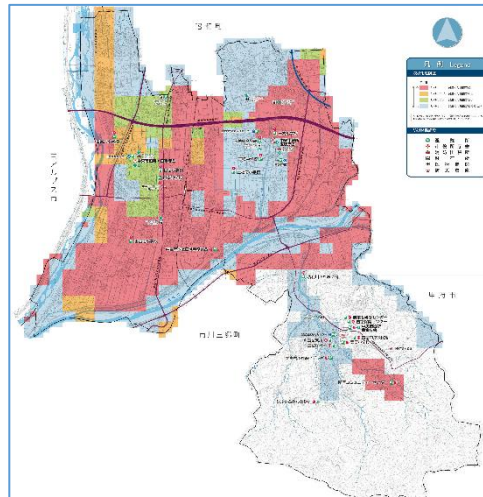
地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で60%以上の確率で発生すると言われている。

また、県内には複数の活断層が確認されており、県西部では、糸魚川-静岡構造線断層帯南部に属する活断層が複数確認され、南部では曽根丘陵断層帯などが当市に隣接する形で存在している。

曽根丘陵断層帯については、今後30年での地震発生確率等はM6.8程度で1.19%程度であるが、糸魚川-静岡構造線断層帯南部についてはM7程度で、地震発生確率等は不明であるものの、糸魚川-静岡構造線断層帯中北部の発生確率が今後30年で21.9%と高い状態であり、糸魚川-静岡構造線断層帯全体として影響を受けやすいことから、楽観視できない状況である。



出所『新編日本の活断層』（活断層研究会1991）



出所中央市液状化ハザードマップ(平成25年3月)

(その他)

令和元年10月の台風第19号の影響により、市内の道路、各種施設や店舗、住宅などにも広域に被害を及ぼした。

また、平成26年の大雪により、積雪量が、甲府地域が114cm、富士河口湖地域が143cmの積雪があり、中央市でも被害があった。

これによる被害が下記のとおりあった。

【人的被害】死者1名

【建物等被害】住家家屋：一部破損4件

【農業被害】イチゴハウス連棟半壊他106件、被害面積1,453ha

(2) 商工業者の状況

【商工会員事業者数の内訳】

業種等 項目	商業	工業	合計	備考
商工業者数（令和3年度経済センサス基礎調査）	751	431	1,182	
内 商工会員事業者数	288	303	591	R4.4.1 現在

【商工業者数の内訳】

建設業	製造業	卸売業 小売業	飲食店・宿 泊業	サービス 業	その他	合計
114	107	283	130	338	210	1,182

(3) これまでの取り組み

1) 当市の取り組み

(ア) 防災計画

災害の軽減には、恒久的な災害対策と災害時の効果的対応が重要であるが、これらは一朝一夕になせるものではなく、国、県、市、公共機関、市民それぞれが防災に向けて積極的かつ計画的な行動と相互協力の地道な積み重ねにより達成するものである。

これらを踏まえ、「中央市地域防災計画」は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、本市の防災に関する基本的事項を総合的に定め、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に、中央市防災会議が策定する計画である。

(イ) 防災訓練

防災業務に従事する職員の防災実務の習熟と実践的能力のかん養に努めるとともに、関係機関の連携と防災体制の整備強化のため、防災訓練の実施を図るものとする。

訓練に当たっては、様々な事態を想定した訓練を行うとともに、住民の積極的な参加を促す。また、避難行動要支援者等の参加促進を図り、支援体制の整備につなげるものとする。

(ウ) 自主防災会

災害対策基本法の改正に伴い、地区コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、地区防災計画制度を創設し、市民主導のボトムアップ型の計画により住民一人ひとりが「自分たちの命や地域は自分たちで守る」という考えに基づき、自治会等の組織を活用して自主防災組織を結成し、地域防災力の強化を図る。

(エ)

大規模災害が発生した場合の住民の生活を確保するため、食料、生活必需品、応急給水資機材及び防災用資機材等の備蓄並びに調達体制の整備をする。

2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策周知
- ・防災備品（スコップ、溶雪剤、ブルーシート）の備蓄、その他土嚢袋の備蓄
- ・事業継続力強化支援計画の策定のための行政との協議

II 課題

現状では、中央市と中央市商工会における災害時の取り組みは、『中央市地域防災計画』内において、「防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱」により、商工会が災害時に果たすべき業務こそ示されているが、市と商工会間の具体的な協力体制やマニュアルが整備されておらず、緊急時に対応できる人員が少ない。さらに、災害復旧に備える災害保険の活用を提言できる経営指導員も不足しているといった課題がある。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し当市と当会が連携し、災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡を円滑に行うため、当市と当会との間における被害情報報告ルートを構築をする。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山梨県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和5年4月1日～令和10年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・ 令和4年3月に修正した「中央市地域防災計画」について、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・ 会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・ 令和5年までに作成。

3) 関係団体等との連携

山梨県において中小企業者のための災害共済として、山梨県内の事業者向けに、災害共済の普及を推進する山梨県火災共済協同組合と共同で本事業を実施する。左記組合は地域毎に担当制を設け、市内を適宜巡回しているため、当地域の実情を把握している。また、地域事業所からの一定程度の認知があり、当支援計画を踏まえた上での災害共済の普及の推進が可能である。共済などの重要性を認識することで、災害時に必要な復旧額が判明し、災害時の備えとなる計画策定に繋げることができる。さらに、経営指導員の巡回時も上記組合が有する災害共済メニュー（主に火災共済、地震保険、休業対応共済等）を紹介することで、より一層の災害共済の推進を図る。また、当会主催のBCPセミナーなどを共催で開催し、セミナー内で災害共済の内容の説明を行うことで、災害時の早急な復旧に向けた備えの重要性を説き連携を図る。

4) フォローアップ

当会では地域事業者向けの経営計画策定のための集団セミナーを行っている。セミナーの参加者はその後、個社の経営（革新）計画の策定に進み、定期的なPDCAのフォローアップを行っている。経営（革新）計画策定時より災害を意識した計画とし、上記フォローアップ時も災害計画のPDCAのサイクルが回るよう支援を継続して行う。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 自然災害の地震（震度6強以上）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う。訓練は必要に応じて実施する。

< 2. 発災後の対策 >

- ・ 自然災害等の発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・ 発災後2時間以内に職員の安否報告を行う。

職員間で設定しているSNSサービスのLINEや山梨県商工会連合会が導入を進めるSlack（企業向け・ビジネスチャット）等で役職員のグループを組み安否確認を行いながら当会の役職員の被害状況を把握した内容を当市の担当課との電話等でのやりとり（電話使用が不可の場合には、道

路の被害状況を見ながら自動車や自転車等による直参)により共有を行う。そのうえで応急対策の実施の可否を検討し、可能ならば応急対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

・当市と当会の間で被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。職員自身による情報収集において、地域の防災無線やラジオやテレビ等で集めた情報を元に出勤をするか否かを判断する。

警戒レベル3以上の際には自身の安全が確保でき次第出勤し、災害に対する準備活動を行う。

警戒レベル2以下の際には、自身の安全を確認し出勤し、職員自身で集めた情報収集を行う。

災害レベル別応急対策活動は下記のとおり。

警戒レベル	災害時における職員の応急対策活動内容
警戒レベル3以上	災害内容を把握し、情報伝達対応と市との避難準備等の連携協力を行う
警戒レベル2以下	職員自身災害情報収集し、市との連携協力と共に災害内容等の確認を行う

※下記『防災気象情報をもとにとるべき行動と、相当する警戒レベルについて』の資料を基に出勤の判断を行うと共に、上記レベルに応じた活動を行うものとする。

情報	とるべき行動	警戒レベル
大雨特別警報 氾濫発生情報	地元の自治体が警戒レベル5 緊急安全確保を発令する判断材料となる情報です。災害が発生又は切迫していることを示す警戒レベル5に相当します。 <u>何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況となっています。命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保してください。</u>	警戒レベル5相当
土砂災害警戒情報 危険度分布「非常に危険」 氾濫危険情報	地元の自治体が警戒レベル4 避難指示を発令する目安となる情報です。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。 災害が想定されている区域等では、 <u>自治体からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくてもキキクル（危険度分布）や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断を</u> してください。	警戒レベル4相当
大雨警報（土砂災害）※1 洪水警報 危険度分布「警戒」 氾濫警戒情報	地元の自治体が警戒レベル3 高齢者等避難を発令する目安となる情報です。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。 災害が想定されている区域等では、 <u>自治体からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、高齢者等以外の方もキキクル（危険度分布）や河川の水位情報等を用いて避難の準備をしたり自ら避難の判断を</u> したりしてください。	警戒レベル3相当
危険度分布「注意」 氾濫注意情報	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当します。 <u>ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認</u> してください。	警戒レベル2相当
大雨注意報 洪水注意報	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2です。 <u>ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認</u> してください。	警戒レベル2

※1 夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い注意報は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。

※2 警報に切り替える可能性については、市町村ごとの警報・注意報のページで確認できます。

引用元:気象庁ホームページ『防災気象情報と警戒レベルとの対応について』より

下記職員の居住状況より、災害レベルの状況にもよるが、災害時であっても1～2名は参集できると想定する。

職員居住状況

中央市内1名、甲斐市1名、笛吹市2名、甲州市2名 合計 6名

[災害（風水害・地震）活動体制]

配備体制	配備基準	主な活動内容
待機体制【警戒レベル2相当】 (地震の場合震度4相当)	●台風接近又は気象警報・注意報が発表され、被害の発生が予想される場合	■情報の収集連絡及び災害に対する準備処置を任務として活動を行う。
警戒体制【警戒レベル3相当】 (地震の場合震度5弱相当)	●災害が発生又は発生が予想される場合（台風直撃、大規模火災若しくは大規模事故発生時等） ●降り始めからの雨量が150mmを超え、さらに50mm以上の雨量が予測される場合	■主として情報の収集、報告及び警報等の伝達を任務として活動を行う。
緊急体制【警戒レベル4相当】 (地震の場合震度5強相当)	●大規模災害の発生が予想される場合（記録的短時間大雨情報や土砂災害警戒情報が発表されるおそれがある場合、又は発表された場合） ●降り始めからの総雨量が200mmを超え、さらに時間雨量20mm以上の降雨が連続することが予測された場合	■災害状況の調査及び非常体制の実施に備えて活動する。又は軽微な被害（床下浸水、道路冠水、自主避難等）が発生した場合において、被害状況の調査及び応急措置の活動を行う。
非常体制(市本部の設置) 【警戒レベル5相当】 (地震の場合震度6弱以上相当)	●相当規模の災害が発生又は発生が予想される場合（特別警報発令時等） ●降り始めからの総雨量が300mmを超えた場合	■組織機能のすべてを挙げて救助その他の応急対策の活動を行う。

- ・市内事業所の被害状況を確認し2日以内に情報を共有する。
(被害規模の目安は以下を想定)

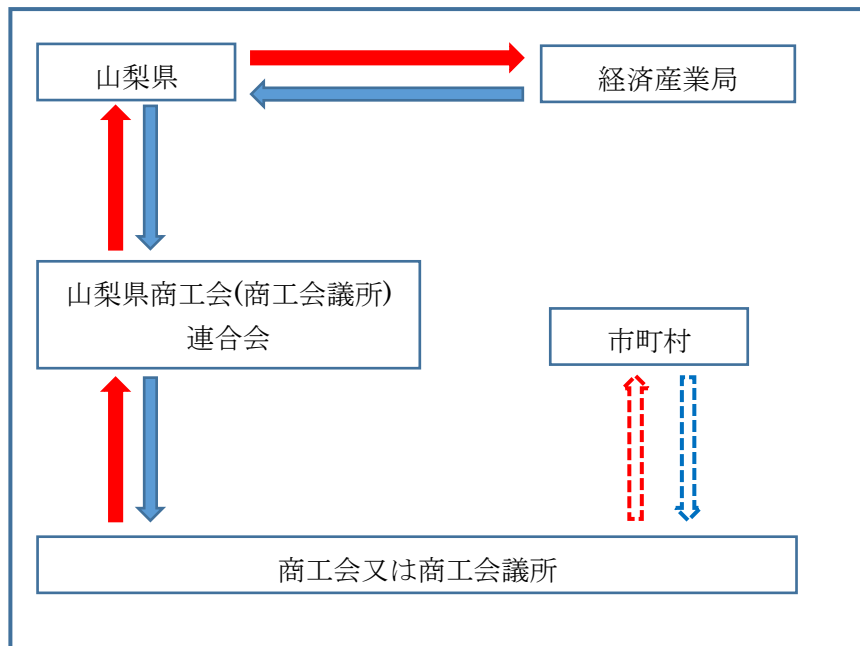
大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1カ月	2日に1回共有する

< 3 . 発災時における、指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害状況の迅速な報告及び情報の集約、指揮命令指揮命令を円滑に行うことができる仕組み構築する。
- ・2次被害を防止するため、被災地域での活動行うことについて決める。
- ・当会と・当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を山梨県が指定する方法にて当会又は当市より山梨県に報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者にする支援 >

- ・当会は、相談窓口の開設方法について当市と協議する（国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

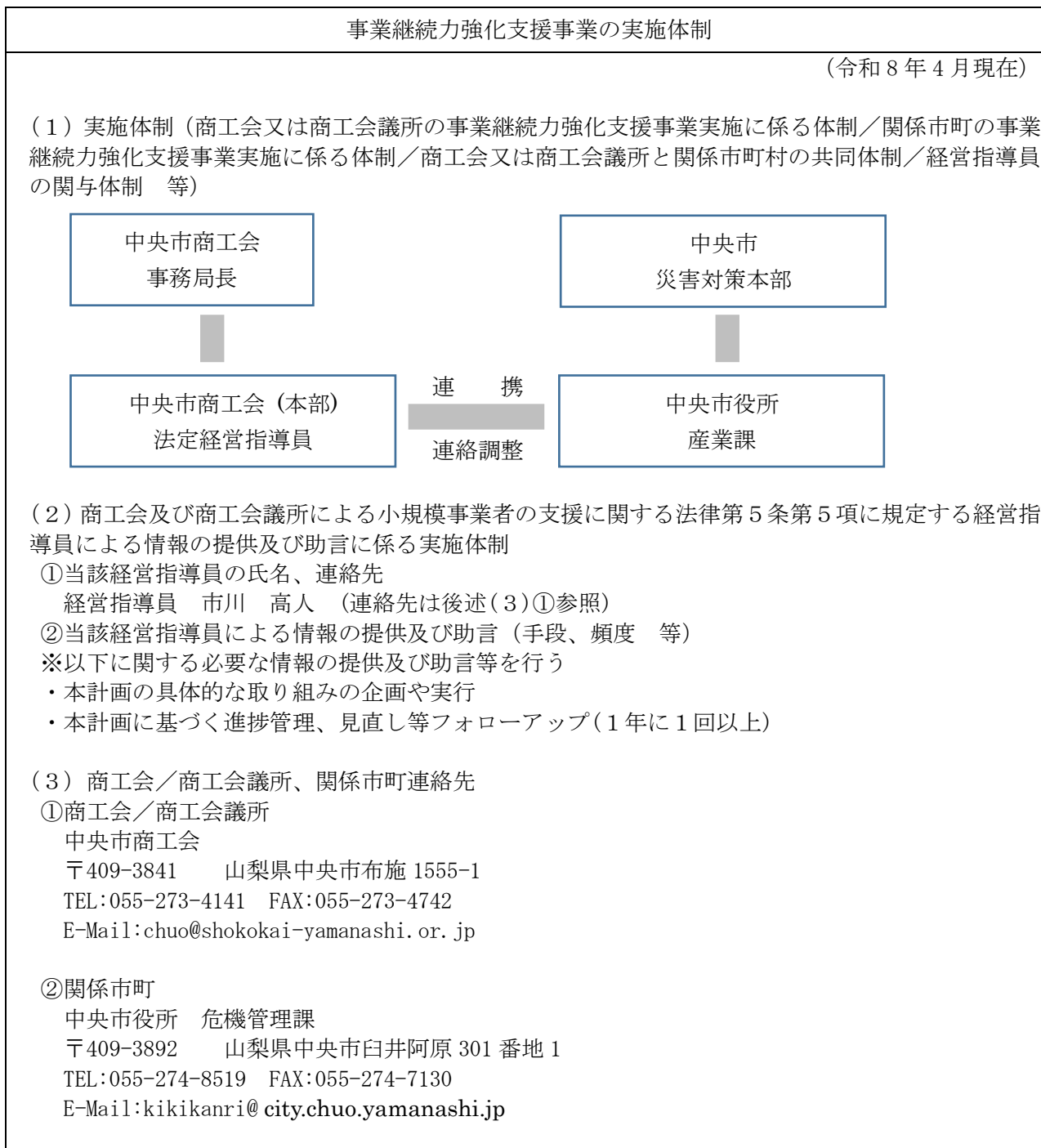
- ・山梨県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を山梨県や上部団体である山梨県商工会連合等に相談する。
- ・災害復旧のため融資希望者に対し災害復旧の融資メニューの紹介を当会ホームページや当市の広報等で告知を行う。さらに災害復旧の融資の相談対応および受付業務を法定経営指導員等が対応する。
- ・行政等からの救援用物資及び復旧資材の要請に対しては、可能な限り該当する事業者のリストなどを提供し、地域全体の復旧に対応する。物資等の需給マッチングにより地区内小規模事業者の事業の継続を推進する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やか山梨県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	220	220	220	220	220
・ 専門家派遣費	50	50	50	50	50
・ 啓蒙パンフ チラシ作成費	100	100	100	100	100
・ 啓蒙パンフ チラシ郵送費	70	70	70	70	70

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、中央市補助金、山梨県補助金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
山梨県火災共済協同組合 代表理事 岩下 和彦 〒400-0032 山梨県甲府市中央 1-12-37 IRIX ビル 3 階 TEL 055-235-7564／Fax 055-235-7538
連携して実施する事業の内容
①災害共済の周知 災害時の災害時の復旧の手助けとなる災害共済加入の重要性を地域事業者に向訴求する。 ②災害時の復旧に必要な金額算定に伴う BCP 計画等の策定推進 山梨県火災共済協同組合の担当者巡回時に於いて、災害共済の加入推進とともに BCP 計画等の策定の重要性の説 明を実施する。 ③BCP セミナーの共催 セミナー内において組合担当者による災害共済の案内を行い、災害時の備えの必要性を説明する。
連携して事業を実施する者の役割
①災害共済の加入推進 ②災害想定時の復旧必要性額算定による BCP 計画等の紹介及び周知 ③BCP セミナーの共催
連携体制図等
<pre>graph TD A[中央市商工会 事務局長] --- B[中央市商工会 (本部) 法定経営指導員] C[山梨県火災共済協同組合 代表理事] --- D[担当職員] B --- E[連携 連絡調整] D --- E B -- "災害共済の周知 BCP 計画の策定支援" --> F[地域事業所] D -- "災害共済の加入推進 BCP 計画等の周知" --> F</pre>